

公益社団法人鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



豚流行性下痢に係る早期通報及び防疫措置の再徹底について（依頼）

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知，以下「マニュアル」という。）に沿った防疫措置について，豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。また，本年9月には，「今冬シーズンに向けた豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について」（平成29年8月28日付け消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡）に基づき，防疫措置の再徹底をお願いしていましたが，別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課から再度通知がありました。

現在，本県では，本病の発生は認められていません（平成29年10月11日，過去シーズン発生農場のうち，症状が継続していた最後の1農場が非発生農場へ復帰）。

しかし，例年，気温の低下する冬季に本病の発生が増加する傾向があります。今冬シーズンも，農場等の早期通報や防疫措置に対する意識の低下による発生を防止する必要があることから，特に下記に留意し，傘下会員等に対して，早期通報をはじめとする防疫措置の指導を再度徹底していただくようお願いします。

記

1 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから，豚の飼養者に対して，マニュアル4（1）の対策について，改めて指導すること。先の飼養衛生管理基準の見直しにおいて新たに基準として追加された死体の適切な保管・運搬についても改めて指導すること。

2 ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として，平時から継続的にワクチンを使用することが望ましいことから，豚の飼養者に対して，マニュアル7（2）の対策について十分説明するとともに，改めて積極的なワクチン接種を促すこと。

3 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては，早期通報が重要であることから，豚の飼養者に対して，マニュアル3（1）の対策について，改めて指導すること。



4 畜産関係施設での防疫措置の徹底

マニュアルの4(3)②に記載された畜産関係施設(と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場)における対策について、実効性のある防疫措置が講じられるよう、畜産関係施設における消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には改善を指導すること。

鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係 米丸・上村 TEL 099-286-3224 FAX 099-286-5599

事務連絡
平成29年11月29日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

豚流行性下痢に係る早期通報及び防疫措置の再徹底について

平素より家畜衛生行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知、以下「マニュアル」という。）に沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。また、本年8月には、「今冬シーズンに向けた豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について」（平成29年8月28日付け消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡）により、防疫措置の再徹底をお願いしているところです。

本病は、例年、気温の低下する冬季に発生が増加する傾向にあります。今冬シーズンも、農場等の早期通報や防疫措置に対する意識の低下による発生を防止する必要がありますことから、特に下記に留意し、早期通報をはじめとする防疫措置の再徹底について、引き続き豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導をお願いします。

記

1 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル4（1）の対策について、改めて指導すること。先の飼養衛生管理基準の見直しにおいて新たに基準として追加された死体の適切な保管・運搬についても改めて指導すること。

2 ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として、平時から継続的にワクチンを使用することが望ましいことから、豚の飼養者に対して、マニュアル7（2）の対策について十分説明するとともに、改めて積極的なワクチン接種を促すこと。

3 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては、早期通報が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル3（1）の対策について、改めて指導すること。

4 畜産関連施設での防疫措置の徹底

マニュアル4（3）②に記載された畜産関係施設における対策について、実効性のある防疫措置が講じられるよう、衛生部局等の関係者とも協力し、畜産関係施設における、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善を指導すること。